

## 居宅介護支援事業重要事項説明書

### 1. 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称、所在地等及び介護保険指定番号は、次の通りです。

- ①名称及び代表者      指定居宅介護支援事業所 さくら苑  
理事長 熊谷 良子
- ②所在地及び電話番号   日光市大室 8 6 3 番地 7  
Tel 0 2 8 8 - 2 6 - 4 1 4 1
- ③介護保険指定番号    第 0 9 7 0 7 0 0 4 0 7 号

### 2. 運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して、居宅介護サービス計画を作成し、その計画に基づく介護サービスが適正かつ円滑に提供されるようその進行を管理します。また、介護保険等関連情報等を活用し PDCA サイクルを構築・推進することにより、サービスの質の向上にも努めていきます。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、要介護等が良質なサービスを総合的に受けられるよう支援するものとします。

### 3. 職員の職種、員数及び職務内容

事務所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りです。

- ①管理者 1 名（介護支援専門員と兼務）  
管理者は、事業所の介護支援専門員等の管理及び業務の管理を行います。
- ②介護支援専門員 3 名  
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成及びその適正かつ円滑な進行を管理するとともに、必要な事務を行います。
- ③事務職員 1 名(他の事業所と兼務)  
事務職員は、事業に必要な事務を行うます。

### 4. 当事業所が提供するサービスについて相談窓口

電話 0288-26-9979 FAX 0288-32-1233

担当 管理者 石下 鉄也

\*ご不明な点は、何でもおたずねください。

### 5. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りです。

- ①営業日 国民の祝・祭日に関する法律に規定する休日と土・日曜日及び年末年始(12月31日から1月3日まで)を除く月曜日から金曜日までとします。
  - ②営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。
  - ③営業時間・営業日以外の緊急連絡電話 0288-26-4141 (24時間対応可能)
- 特定事業所加算(Ⅲ)の算定要件として24時間連絡可能な体制となります。特定事業所加算(Ⅲ)の詳細については別紙1にてご説明いたします。

## 6. 居宅介護支援の提供方法及び内容

(1) 居宅介護支援の内容は、次の通りとし、要介護者等の依頼を受けて居宅介護支援を提供するものとします。

- ①居宅サービス計画の作成
- ②居宅サービス計画に基づくサービス提供の進行管理
- ③居宅サービス計画に基づくサービス提供事業者に対する苦情の受付、処理
- ④その他居宅サービス計画の達成に必要な事項
- ⑤居宅サービス計画書の作成については利用者の主体的な参加が重要であることから、居宅サービス計画書の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが出来る。
- ⑥利用者は居宅サービス計画書に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることが出来る。
- ⑦利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えて頂く。
- ⑧ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、サービス提供開始時に以下について説明を行う。

- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。

※当事業所のケアプランの利用状況は別紙2のとおり。

(2) サービス提供記録の複写物の交付に際しては、実費相当額を負担していただきます。

## 7. 利用料金及び解約金

(1) 居宅介護支援サービスに関しては、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

その際、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

### (2) 基本料金

①居宅介護支援費（Ⅰ）介護支援専門員取扱い件数（40件未満）

要介護1・要介護2 : 1,086単位/月

要介護3・要介護4・要介護5 : 1,411単位/月

### (3) 加算の算定

#### ①初回加算：300単位/月

- ・新規に居宅サービス計画を作成する場合。
- ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。

#### ②入院時情報連携加算

入院時連携加算（Ⅰ）：250単位/月

- ・利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している事。

入院時連携加算（Ⅱ）：200単位/月

- ・利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している事。

#### ③通院時情報連携加算：50単位/月

- ・利用者1人につき1月に1回の算定を限度とし、利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合

#### ④ターミナルケアマネジメント加算：400単位/月

- ・在宅で亡くなった利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握した上で、亡くなった日及び亡くなる14日以内に利用者及び家族の同意を得て居宅を訪問し、利用者の状況等を主治医及びサービス事業者提供した場合。

#### ⑤退院退所加算

- ・退院又は退所にあたり医療関係等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得たうえで居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等に関する調整を行った場合。

退院退所加算（Ⅰ）イ：450単位/回

- ・情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている事

退院退所加算（Ⅰ）ロ：600単位/回

- ・情報提供をカンファレンスにより1回受けている事。

退院退所加算（Ⅱ）イ：600単位/回

- ・情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けている事

退院退所加算（Ⅱ）ロ：750単位/回

- ・情報提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによる事。

退院退所加算（Ⅲ）：900単位/回

- ・情報提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる事。

#### ⑥特定事業所加算(Ⅲ)：323単位/月

- ・特定事業所加算の算定要件については別紙1を参照。

#### ⑦看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行

ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

⑧同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント：所定単位数の95%を算定

- ・指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が、同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者の場合。

※ 栃木県日光市 10,210円/1単位で計算します。

(4) 解約金の算定

- ・解約についての料金はいただきません。

8. サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

9. サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所及び病院に入院し3ヶ月が過ぎた場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護度区分が、非該当（自立）、要支援1・2と認定された場合
- ・ご利用者が在宅で1ヶ月以上サービスの利用が見込まれない場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

ご利用者やご家族などが当社や介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

10. 緊急時及び事故発生時等における対応方法

事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うために要介護者等を訪問していた際に、利用者の病状に急変、その他緊急事態及び事故が生じたときは、速やかに家族・主治医に連絡する等の措置を講じます。

## 11. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、旧今市市とします。

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談に応じます。

## 12. 秘密保持等

①従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。

②事業所は、従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約書の中に明記します。

③情報提供のときはあらかじめ文書において同意を得ます。

## 13. 虐待の防止

事業所は、「高齢者虐待防止法」の規定に従い、利用者の尊厳の保持・人格の尊重の達成に向け虐待の防止に関する措置（虐待防止対策を検討する委員会の設置、虐待防止のための指針作成、虐待防止に向けた研修の実施）を講じて参ります。

## 14. 事業継続計画

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に必要な研修及び訓練を実施してまいります。

## 15. 感染症対策

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する委員会への参加においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行います。また、研修会や訓練を実施し感染対策の資質向上に努めてまいります。

## 16. ハラスメント対策

①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

②利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 17. 身体的拘束等の適正化

利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 18. サービス内容に関する苦情

①当事業者お客様相談・苦情担当

当事業者の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 苦情担当 猪野 晴雄 ・ 石下 鉄也

電話 0288-26-4141・0288-26-9979

②市の相談窓口

当事業者以外に、市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担当 日光市高齢福祉課高齢福祉係

電話 0288-21-5100

③県の相談窓口

県にも苦情を伝える事ができます。

担当 栃木県国民健康保険団体連合会

所在地 宇都宮市本町3番9号栃木県本町ビル6階

電話 028-643-2220

令和 年 月 日

以上、居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

|      |                |
|------|----------------|
| 事業者  |                |
| 所在地  | 日光市大室 863 番地 7 |
| 名 称  | 居宅介護支援事業所 さくら苑 |
| 代表者名 | 理事長 熊谷 良子      |
| 説明者  | 介護支援専門員        |
| 氏 名  |                |

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、内容に同意しましたので、受領します。

利用者 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

家族又は立会人 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

続柄\_\_\_\_\_

## 【別紙 1】

### 特定事業所加算（Ⅲ）の算定要件

- ①専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。
- ②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。
- ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑥地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に関わる者に指定居宅介護支援を提供していること。
- ⑦家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑧他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施すること。
- ⑨居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑩指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）であること。
- ⑪当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入が可能な体制が整っていること。
- ⑫必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

【別紙 2】

1、令和 6 年 9 月 1 日 ～ 令和 7 年 2 月 2 8 日の間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

居宅サービス計画の総数：596 件

- ① 訪問介護                      . . . . . 21%    (128 件)
- ② 通所介護                      . . . . . 49%    (292 件)
- ③ 地域密着型通所介護 . . . . . 33%    (195 件)
- ④ 福祉用具貸与                . . . . . 68%    (407 件)

2、令和 6 年 9 月 1 日 ～ 令和 7 年 2 月 2 8 日の間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス同一事業者によって提供されたものの割合。

|               |                |              |                 |
|---------------|----------------|--------------|-----------------|
| 訪問介護          | ヘルパーステーションさくら  | 見龍堂メディケアユニット | ヘルパーステーションおちあい  |
|               | 38% (49 件)     | 37% (48 件)   | 18% (23 件)      |
| 通所介護          | デイサービスセンターさくら苑 | 日光リハビリガーデン   | デイサービスセンターひかりの里 |
|               | 62% (181 件)    | 14% (41 件)   | 8% (23 件)       |
| 地域密着型<br>通所介護 | ゆたかりハビリステーション  | デイサービス春の間    | デイサービス風舞        |
|               | 50% (97 件)     | 23% (44 件)   | 9% (18 件)       |
| 福祉用具貸<br>与    | 東京インテリア MS 宇都宮 | パナソニックエイジフリー | ひまわり館 今市        |
|               | 24% (99 件)     | 17% (70 件)   | 14% (58 件)      |